

## 中小企業倒産防止共済制度(経営セーフティ共済)40周年

中小企業倒産防止共済制度(経営セーフティ共済)が、発足40周年を迎えます。本制度は、中小企業の取引先企業が倒産してしまった際の連鎖倒産を防止する目的で昭和53年4月から実施され、以来、27万1000件・1兆8600億円のお借入れがあります。「転ばぬ先の杖」としての存在感が高まる「中小企業倒産防止共済制度」の過去、現在、未来について、中小機構の濱事業推進役兼事業推進部長に話を聞きました。

### 一中小企業倒産防止共済制度が出来た背景について教えてください。

**昭**和52年当時の、倒産件数は各月とも高水準で推移し、件数・負債金額のいずれをみても圧倒的に中小企業のシェアが大きく、規模別では中堅中小企業の構成比が高まっており、倒産企業の規模の拡大化傾向がみられました。中小企業は国内経済の主要な構成要素であり、経営の安定という見地からすると、中小企業の取引先が倒産してしまった際に、自らも倒産に追い込まれるという事態を回避することは、重要な課題でありました。

連鎖倒産防止対策は、当時既に存在していましたが、いずれも金融ルールの枠内で行われているものであったため、連鎖倒産防止のために要求される簡易、迅速な当面の資金繰り難の手当てを行うためには、必ずしも十分な対応とはなりえていなかったようです。このような背景から新たな連鎖倒産防止対策として、中小企業倒産防止制度が発足したと聞いております。

### 一制度名に愛称がつけられていますが、その理由について教えてください。

**中**小企業倒産防止共済という名称は、一見すると「自社が倒産するのを防ぐための共済」という印象があり、中小企

業の経営者の受けは、あまり芳しくありませんでした。そのため、公募により愛称を募り「経営セーフティ共済」という愛称が出来ました。これにより、委託機関の方も中小企業の方に加入を勧めやすくなったようです。



濱事業推進役兼  
共済事業推進部長

### 一制度発足当初と現在とでは貸付請求時の「倒産」態様に変化はありますか？

**制**度発足当初は、銀行取引停止処分を倒産態様とする貸付請求が多かったのですが、平成16年に破産法が改正されるなど、倒産法の改正により、法的倒産を倒産態様とする請求が増えてきました。

その後、平成22年に「私的整理」も倒産態様となったことで、最近では私的整理を倒産態様とする請求が増えています。私的整理は法的手続きになる前に受任弁護士等が支払い不能等の事由を債権者に通知した時点で倒産とみなされるため、迅速に取引先の倒産に対応できる仕組みです。

—近年、加入者が大幅に増えた背景について教えてください。

**平** 成23年に貸付上限額が従前の3,200万円から8,000万円に引き上げられたことが、経営上の安心感につながっているようです。また、毎月の掛金の限度額を8万円から20万円に引き上げました。現状の傾向としては掛金月額上限の20万円で納付される方も多いです。この掛金月額上限の引き上げとアベノミクスとがシンクロしているような感じで加入者が増えています。

—取引先が倒産しなくても借入できる制度があると聞きました。

**取** 引先事業者が倒産した場合にお借入れできる中小企業倒産防止共済ですが、臨時に資金が必要となった時には、解約されるケースも多くありました。そこで、解約防止の狙いもあって昭和60年に『一時貸付金制度』が創設されました。

貸付限度額は機構解約の場合に支給される解約手当金の95%の範囲内になりますが、掛金総額が上限の800万円の場合は、760万円までお借入れできます。

—加入に際しての注意点があれば教えてください。

**共** 済金貸付・一時金貸付は、一定額以上を掛け、一定期間を経過してからのお借入れとなりますので、早めの加入で「もしも」のときに備えていただければと思います。

—今後、さらに中小企業に活用いただくために、考えられていることはありますか？

**円** 滑な制度の運用を図れるよう、事務手続きの見直しを継続し、より簡易・迅速な対応を図れるように検討を行っていきたいと考えています。

## 中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済） 2つの貸付制度

	共 済 金	一時貸付金
貸付条件	共済加入後、6ヶ月目以降で取引先の事業者が倒産した場合	掛金納付月数が12ヶ月以降で事業資金が必要な場合
貸付限度額	「納付された掛金総額の10倍」もしくは「回収困難となった売掛金債権等」、いずれか少ない額の範囲	解約手当金の95パーセント以内
返済期間	5～7年	1年
返済方法	6ヶ月の据置期間の後、毎月均等分割	一括返済
特徴と注意点	無利子、無担保 ※貸付を受けたときに共済金の貸付金額の10分の1が掛金総額から控除される	無利子、無担保 貸付利率：年0.9% (平成29年4月1日現在)

※詳しくは、HP等でご確認ください。

## 中小企業の生産性向上に関するアンケート調査報告について

中小機構では、1月22日から26日にかけて、「中小企業の生産性向上」をテーマに、中小機構のメルマガ会員（中小企業経営者ら）約37,000人に対してインターネット調査を行い、その結果を2月15日に公開しました。

業務上でITをどのように活用しているかを尋ねたところ、「売上金の会計処理や給与の事務処理などにパソコンや市販ソフトを活用している」が36.7%、「自社のホームページを有し、問合せや受注につなげている」が25.2%となりました。

一方、生産性向上に有効と考えられる「生産管理やマーケティングにIT（市販ソフト含む）を活用している」は11.9%、「クラウドサービスを利用してデータの管理運用などを行っている」は11.5%、「電子商取引（EC）を行っている」は8.7%といずれも低い比率にとどまりました。

また、生産やサービスを維持・拡大するための対策を尋ねたところ、「IT導入や設備投資を行う」とした中小企業は37.1%にとどまり、6割以上の中小企業が「人手を増やす」、「特別な対策は考えていない」または「わからない」としている現状が明らかになりました。

加えて、中小企業のITが進まない理由を尋ねた

ところ、「ソフト販売やシステム開発の会社に依頼すると費用が高い」（27.3%）、「ITの効果がどれほどあるのかわからない」（25.1%）としている中小企業が多いという結果になりました。また、「無料で相談できる専門家や支援機関を知らない」（18.3%）、「無料アプリや安価なソフトの情報を知らない」（13.8%）などとする中小企業も相当数存在していることがわかりました。

平成29年12月の有効求人倍率（1.59倍）が44年ぶりの高水準になる中、中小企業は慢性的な人手不足に悩まされています。生産年齢人口（15歳～64歳）が減少していくことを考えると、人手不足の傾向は変わらないものと思われます。

中小企業がこうした状況を乗り越えていくためには、IT活用などによる抜本的な生産性向上が必要となりますが、アンケート結果にもあるように、思うように進んでいないのが現状です。

生産性向上の取り組みは、働き方改革にもつながり、極めて重要です。当機構では、中小企業のIT活用に向け、EC活用、オンラインマッチング、オンライン講座など、様々な支援策を用意しています。是非、中小機構ホームページをご覧の上、ご活用ください。



(オンラインマッチング)



(オンライン講座)

## 「加入促進協力依頼文書」・「加入促進計画」・「強調月間実施要綱」の発送について

平成29年11月に開催された「加入促進協議会」にて承認された平成30年度の「加入促進計画」を「加入促進協力依頼文書」と同封して、2月下旬に関係機関、委託団体、代理店の皆様に発送させていただきました。つきましては、平成30年度におきましても両共済制度の加入促進及び制度の普及にご協力賜りますようお願いいたします。また、毎年10月から11月末まで実施している「全国加入促進強調月間実施要綱」のご案内も同封しておりますのでご確認ください。中小機構では平成30年度、新規加入の促進を重要な柱として制度の普及を積極的に取り組んで参ります。

### 〈ご協力のお願い〉

#### ●貴機関発行の定期刊行物への広告掲載

PR用広告掲載画像等の電子媒体掲載場所：

〈小規模企業共済制度〉

〈経営セーフティ共済〉

中小機構HPトップページ→「共済制度」→中ほど「(各制度)委託機関の方」→「広告データ」ページ内にPR用広告掲載画像などを掲載しております。

#### ●貴機関ホームページに共済制度もしくは当機構のURL・バナーをリンク先として貼付していただきますようお願いいたします。

リンク先URL (共済)： <http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>

リンク先URL (機構)： <http://www.smrj.go.jp/>

#### 《HPリニューアルに伴うリンク先変更のお願い》

平成29年11月1日から、共済制度を紹介するページのアドレス(URL)を変更いたしました。お手数をおかけしますが、リンク先アドレスの変更にご協力いただきますようお願いいたします。

- ・小規模企業共済トップページ<http://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/>
- ・経営セーフティ共済トップページ<http://www.smrj.go.jp/kyosai/kyosai/>  
※下線部分が変更(追加)されました

- パンフレット及びポスター等の発送も承っておりますので、窓口備え付け及び配布をお願いいたします。

## 平成30年度 特別運動地域のお知らせ

加入促進運動の一環として、特定の都道府県を年度ごとに選び、関係機関、委託機関のご協力のもと『モデル都道府県運動』を実施しています。

平成30年度においては、以下の都道府県において小規模企業共済制度を広く普及するとともに、集中的に加入促進を実施します。以下の一覧に該当する地域の委託機関の皆様におかれましては、積極的な制度推進にご協力をお願いいたします。

### 平成30年度 小規模企業共済制度モデル都道府県運動

実施地域：青森県・千葉県・岐阜県・京都府・島根県・愛媛県・大分県

## 「モデル(団体・代理店)及び加入推進(団体・代理店)のご案内」について

平成30年度も委託機関の皆様へ、両共済制度の加入促進をより積極的に実施していただくため、「モデル(団体・代理店)及び加入推進(団体・代理店)のご案内」を送付しました。

積極的に制度を推進していただける委託機関、1人でも多くの方々へ制度をPRしたいとお考えの委託機関など、数多くの委託機関の皆様からのエントリーをお待ちしております。なお、モデル(団体・代理店)につきましては、取扱件数のカウント方法を変更(新規のみカウント)しておりますので、内容をご確認のうえ、期限までに是非エントリーいただきますようお願いいたします。

なお、エントリーの締め切りは7月31日(消印有効)です。

# 小規模企業共済と経営セーフティ共済を あわせて記載した広告データを用意しています

中小企業経営者のみなさまへ

国が準備したセーフティネット

## 安心の材料をご提供します。

### 小規模企業共済制度

●制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度**  
小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除**  
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**  
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

- 契約者貸付けの利用が可能  
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。
- 共済金の受給権は差押禁止  
共済金・解約手当金の受給権は、強制執行等の差押え以外に差押禁止債権として保護されます。

### 経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け**  
「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。
- 2 貸付条件は無担保・無保証人**  
共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
- 3 掛金は税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に**  
掛金月額は、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

中小機構 共済相談室 TEL:050-5541-7171

小規模共済 検索 経営セーフティ共済 検索

中小企業経営者のみなさまへ

国が準備したセーフティネット

## 安心の材料をご提供します。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

中小機構

中小機構は経済産業省所管の独立行政法人です

### 小規模企業共済制度

●制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度**  
小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除**  
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**  
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

- 契約者貸付けの利用が可能  
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。
- 共済金の受給権は差押禁止  
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外に差押禁止債権として保護されます。

### 経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け**  
「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。
- 2 貸付条件は無担保・無保証人**  
共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
- 3 掛金は税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に**  
掛金月額は、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。

共済相談室 TEL:050-5541-7171

小規模共済 検索 経営セーフティ共済 検索

～PDF資料、JPEG形式で掲載しております～

サイズ等はA4、A4 1/2、A4 1/4（カラー・白黒）  
 広報誌等にご掲載いただきますよう、ご協力ください  
 また、小規模企業共済のみ、経営セーフティのみの広告データもごさいます

小規模共済・経営セーフティ共済 広告

検索

# 小規模企業共済

## 契約申込書記入時の留意事項

記入の際は特にココにご注意を！ (小規模企業共済契約申込書)



契約申込書は中小機構へ直接ご送付できません。書類の流れをご確認のうえ、お手続きください。

**7 「業種」の記載モレにご注意を!**  
「食料品卸」「飲食店」「衣服製造」「内装工事」「コンビニ」等、**具体的な事業内容**をご記入ください。  
複数の事業を行っている場合は**主たる事業**をご記入ください。  
【下方の記入例をご参考】

**10 「事業上の地位」**の○付けを忘れがちです。ご注意ください。

**8 「常時使用する従業員数」とは、**  
「家族従業員やパート等の臨時雇い」は含まない、正社員数をご記入ください。  
また、複数の営業所、工場等を有する場合や複数の業種を兼営している場合は**企業全体の人数**です。  
従業員がいない場合は、空欄ではなく、必ず「0」(ゼロ)をご記入ください。

**9 「開業年月」の記載モレにご注意を!**  
申込者ご自身が現在の立場(小規模企業者)に就いた年月をご記入ください(下記参照)。  
・個人事業主＝開業届に記入した年月  
・法人役員＝登記上の役員就任年月  
・共同経営者＝共同経営契約書の日付(共同経営者としての報酬を受け取る前は加入できません)

**11 法人役員の場合は「会社名」**を忘れずにご記入ください(個人事業主又は共同経営者の場合は「屋号」)。  
**会社所在地**の記入モレも少なくありません(個人事業主＝事業所所在地/共同経営者＝事業主自宅住所)。

送不可  
共同経営者の地位で申込みされ  
る方のみ記入してください  
共同経営者の方は事業主に依頼してください

7 業種  
10 事業上の地位  
11 事業主または会社等の住所  
12 屋号または社名  
14 現金なし  
15 掛金月額  
16 掛金払込方法  
17 掛金払込区分  
18 前納分  
19 現金あり  
20 掛金月額  
21 掛金払込方法  
22 掛金払込区分

**18 毎月払いの方が初回口座振替分(原則3か月分)の他に前納を希望する場合にご記入ください。**

**7 業種記入例**

従業員数による加入要件	業種分類	業種記入例(7業種欄には、加入申込者の事業内容を具体的に記入してください。)
常時使用する従業員数5人以下が加入対象となる業種	卸売業 小売業 サービス業	農畜産物卸売、食料卸売、建築材料卸売、医薬品卸売 衣服小売、酒小売、ガソリンスタンド、スーパー、コンビニ 飲食店、理容・美容室、エステサロン、弁護士、税理士、個人医院、整体院、学習塾、自転車修理
常時使用する従業員数20人以下が加入対象となる業種	農林水産業 鉱業・採石業 建設業 製造業 運輸・通信業 サービス業 その他	米作農業、果樹作農業、酪農、養豚、造園、植林、養殖 採掘、採石、砂・砂利・玉石採取 一般土木建築、造園工事、舗装工事、内装工事、電気設備工事、通信設備工事 水産加工業、食料品製造、製紙、衣服製造、木材・木製品製造、家具製造、電子部品製造 個人タクシー、道路貨物運送 クリーニング、自動車修理、オートバイ修理、旅館、民宿、スポーツクラブ 損保代理店、質屋、不動産賃貸・管理業

※2つ以上の事業を行っている場合は、主たる事業をご記入ください。

「契約申込書」の6頁にもくわしい「記入方法」がございます。必ずご覧の上ご記入ください。

・「契約申込書」の記入をご予定のお客様にコピーをお渡し戴くか、内容チェックの際にお役立てください(機構HPにもございます)。

# 経営セーフティ共済

## 契約申込書記入時の留意事項

記入の際は特にココにご注意を！ (経営セーフティ共済契約申込書)

委託団体扱い: 契約申込者→委託団体→機構  
 代理店扱い: 契約申込者→取扱店→統轄店→機構  
 (金融機関)

### 中小企業倒産防止共済 契約申込書

独立行政法人 中小企業基盤整備機構理事長 殿  
 制度の内容を理解し共済契約を申し込みます。

共済契約者番号  
 (機構使用欄)

#### A欄 申込者記入欄

1-1 事業所の所在地 郵便番号 105-8453 東京 都道府県

3-5-1 虎ノ門37森ビル

1-2 登記上の住所 (法人のみ記入) 郵便番号 105-8453 東京 都道府県 港区虎ノ門

3-5-1

2 事業所の名称 フリガナ カブシキガイシャ ケイエイセーフティキョウサイ

3 主たる業種 株式会社 経営セーフティ共済

4 主たる事業内容 7171 太郎

5 建設業→一般土木建築、舗装工事

6 製造業→木材・木製品製造

7 食料品製造、家具製造

8 従業

9 主たる業種の内容 金属製品製造業

10 掛金月額 20年 5か月

11 現業種での

12 国税滞

13 決

14 掛金前納申込 (前納方法を選択しご記入ください。)

15 希望する (アカイを選択) 希望しない

16 掛金前納申込 (納付月分を含む) 012 12

17 振込による前納を希望する場合

18 掛金前納申込 (納付月分を含む) 12

**9 主たる業種**  
 主たる事業内容を1つだけ具体的に記入してください。  
 (例)  
 小売業→衣服小売、ガソリンスタンド  
 建設業→一般土木建築、舗装工事  
 製造業→木材・木製品製造  
 食料品製造、家具製造

**14 掛金月額**  
 必ずご記入ください。  
 (金額は、5,000円単位です)

※記入事項を訂正する場合は、二重線を引き訂正箇所<sup>①</sup>に訂正印を押印してください (修正ペンなどは使用しないでください)。  
 (例) 数字項目の訂正の場合

訂正印は、次の印をご使用ください。

- ・契約申込書は実印
- ・掛金預金口座振替申出書の契約申込者欄は実印
- ・掛金預金口座振替申出書の指定預金口座欄は届出印

- ・複写用紙のため黒のボールペンでそれぞれの枠に記入してください。
- ・登記されているとおりの内容で記入してください。
- ・法人格の略号は使用せずに記入してください。(例) (資)⇒合資会社
- ・漢字の略字は使用せずに記入してください。
- ・実印は鮮明に押印してください。

**16 掛金前納申込**  
 初回口座振替時に前納分を口座から引落したい場合

- ・㊦に○をつけて1718に記入してください。
- ・初回口座振替は申込月の2か月後です。(不備があると遅れることがあります)
- ・ご記入の月数以外に、申込月から初回振替月までの月数が別途加算されます。(例) 4月加入申込、1712か月18120万と記入した場合 6月に140万円が口座から引き落としになります。経過月分10万円×2か月(4・5月分)+当月(6月)分10万円+前納分110万円=140万円
- ※書類不備等で初回の口座振替時が3か月後になった場合は7月に150万円が口座から引き落としになります。

**16 掛金前納申込**  
 今月中に前納分を払い込みたい場合

- ・㊦に○をつけて1920に記入してください。
- ・申込みをした委託機関から振込口座の案内を受け、申込みした月内に振込みをしてください。
- ・振込みの際には、申込人名または㊦104の口座名義人名のいずれかと同じ振込人名で振込手続きをしてください。
- ・振込みの際の控えは、共済契約が締結になるまで大切に保存しておいてください。振込みでの前納は申込時のみです。次回以降は必ず㊦214前納申出書を提出してください。

・「契約申込書」の6頁に詳しい記入方法を記載しています。  
 ・5頁の「重要事項確認書兼反社会的勢力の排除に関する同意書」も記入してください。(チェック欄のチェックもお忘れなく)



# コールセンターに届く お問い合わせ内容とその回答

お客さまや委託機関の皆さまにご活用いただいている共済制度専用のコールセンター（共済相談室：050-5541-7171、平日9：00～18：00）には、日々多くのお問い合わせをいただいております。今回、委託機関の皆さまから多く寄せられるお問い合わせ内容とその回答を以下にご案内いたします。

## 契約申込書（様式①101及び様式②101）の「受付日付印」の取り扱いについて

NO.	印の種類	印の例
1	《推奨印》 これまで使用していた機構指定の収納印（現金を伴う場合も伴わない場合もどちらでも押印可）	
2	《NO.1がない場合》 金融機関・支店名と日付が一体となっている印	
3	《NO.1及び2がない場合》 金融機関名は無いが支店名と日付が一体となっている印 【受付印+銀行名がわかる印】	
4	《NO.1～3がない場合》 【押切印+日付印+銀行名・支店名がわかる印+担当者印】	

※NO.1の印を最良印といたしますが、NO.1の印がない場合にはNO.2またはNO.3の印をご使用ください。  
※NO.1～3のいずれの対応もできない場合には、NO.4でも可能です。

## 平成29年度 地域(ブロック)別加入実績 (30年1月末日現在)

	小規模企業共済			経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済)		
	平成29年度 加入目標件数(A)	4～1月 加入累計件数(B)	目標達成率 B/A (%)	平成29年度 加入目標件数(C)	4～1月 加入累計件数(D)	目標達成率 D/C (%)
北海道	3,420	7,603	222.3%	1,170	1,468	125.5%
東北	6,280	9,267	147.6%	1,830	2,269	124.0%
関東	35,390	53,164	150.2%	9,840	18,204	185.0%
北陸	2,540	2,750	108.3%	840	1,009	120.1%
中部	9,670	17,229	178.2%	2,260	4,129	182.7%
近畿	15,770	23,322	147.9%	4,870	8,797	180.6%
中国	5,540	7,419	133.9%	1,690	2,640	156.2%
四国	3,030	3,451	113.9%	840	1,431	170.4%
九州	10,360	14,724	142.1%	2,660	5,118	192.4%
合計	92,000	138,929	151.0%	26,000	45,065	173.3%

編集人 独立行政法人 中小企業基盤整備機構  
発行所 〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1  
TEL 050-5541-7171 (共済相談室)  
<http://www.smrj.go.jp/>  
年4回発行

リサイクル適性  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

